

一九一〇年代、「貞操の男女平等」の一局面

赤川 学

1 歴史社会学の方法問題としての「貞操の男女平等」

「元始、女性は太陽であった」と高らかに宣言した、雑誌『青鞥』が産声を上げたのは、1911（明治44）年。女性解放運動の嚆矢とされる出来事である。

『青鞥』誌を中心として議論され、問題化された現象の一つに、貞操問題がある。女性にとって、「貞操」や「童貞」や「処女」とは何なのか。これをめぐって、生田花世、安田（原田）皐月、伊藤野枝、与謝野晶子、久布白落美、平塚らいてうら、そうそうたる論客の間で、激しい論戦が繰り広げられた。もっとも処女／貞操論争の社会史的意義を総合的に論じることが、本稿での目的ではない。ここでは、処女／貞操論争を通して浮かび上がる、ある類型化された言説に焦点を当ててみたいと思う。それは、男性と女性の、純潔や貞操における不平等、すなわち「貞操の男女不平等」を問題化するような言説である。

通常、一部の人々に対してだけ、異なる規範や、より厳格な規範の適用が強要される事態を、「二重基準（double standard）」という。「貞操の男女不平等」は、性をめぐる二重基準の典型的な事例である。じっさい近年の社会史・女性史においても、一九二〇年前後に存在した「貞操の男女不平等」という事態は、性をめぐる二重基準の代表格とみなされている。たとえば、鹿野正直は、一九二〇年代の「夫の貞操義務」判例にふれつつ、「貞操を女性にのみかわる徳目とする通念は、枠組みとしてはほぼ持続したとってよい」と述べる（鹿野 [1983: 162]）。また成田龍一は一九二〇年から三〇年代にかけての貞操に関する言説を分析しながら、「『貞操』の概念は固定的で、異性の側からの道徳の強制という枠組みは崩されておらず」と、総括している（成田 [1994: 553]）。更に川村邦光は、当時存在した「性交反応説」（後述）にふれながら、「当時としては、女性に対してのみ、身体的な“純潔”“処女”が要求されたのである」という（川村 [1996a: 139]）。このように、一九二〇年前後に男女の間で貞操・純潔に関する基準／規範に差があった、とする歴史学的・社会学的命題を、「貞操の二重基準テーゼ」と呼ぶことにしよう。この見解は、ほとんど通説となっている。

だが、本当にそうなのだろうか。一九二〇年代前後の日本は、「貞操の男女不平等」という二重基準が存在した社会だったのだろうか。あえて、この素朴な問いから始めてみたい。私見では、この問いには、歴史社会学における二つの方法論的問題が含まれる。ひとつは、あまた存在するデータ、史料のなかから、どれを、社会にあまねく存在する（と想定される）規範の存在を実証する証拠として採用するか、という問題である。「貞操の二重基準テーゼ」は、歴史学者、社会学者にとってあまりに自明な「正解」とされており、問い直されることはほとんどない。実は私は、「貞操の二重基準」という「正解」があまりに強固に前

提されているために、二重基準の存在を反証するようなデータが「例外」として無視され、二重基準を支持するデータばかりが雪だるま式に注目を集めた可能性があるとも思っている（これは、「認知的不協和」の応用問題でもある）。

もう一つは、「貞操の二重基準」を実証するために、どういう質のデータが参照されるのか、という問題である。データは、「～～すべし」を語る「規範」的言説である場合もあれば、「貞操の男女不平等」が確固として存在しているようにみえる事件・事例が「実態」として参照される場合もある。しかし実のところ、「規範」と「実態」の関連について、歴史社会学が十分な方法論的反省を加えてきたとはいいがたい。たとえば、「ある規範的言説が大量に存在するのは、その社会が当の規範から大きく逸脱しているからだ」と考える立場もあるし、その逆に、「規範的言説が大量に存在するからには、その社会は当の規範に服していた」と考えることもできるだろう。「貞操の男女不平等」を糾弾する言説の存在は、二重基準が存在することの証拠なのか、それとも、二重基準が存在しないことの証拠なのか。はっきりいえば、これまで、場当たりの（＝アドホック）な解釈が横行してきたように思う。

私としては、そのような歴史家、社会学者たちの日常的な研究実践のあり方を反省しつつ、これからの歴史社会学の方法基準を確立するための一助として、一九二〇年代前後における「貞操の男女不平等」というテーマをとりあげてみたい。

2 「新しい女たち」の処女／貞操論争に学ぶ

1節で述べた歴史社会学的方法基準を問うために、先に述べた『青鞥』誌を中心とする処女／貞操論争を手がかりとしたい。じっさい、この論争は、他の女性史家・社会史家からも重大な注目を集めてきた。論争の詳しい経緯については、折井美耶子編『資料・性と愛をめぐる論争』（ドメス出版、1991）が、当時の論文を再編集しており、そのおかげで、私たちはこの論争に手軽にアクセスできるようになった⁽¹⁾。また、牟田 [1996]、川村 [1994]、諫山 [1994]、高島 [1995]、小田 [1996] など近年の優れた業績は、たいていこの論争に注目している。もっともこれまでのところ、歴史社会学の方法論的課題としてこの論争が扱われることは、ほとんどなかったといってよい。だが、この論争における、言説の語り口（＝レトリック）には、私たちの方法論的諸問題を考察するための「導きの糸」が、数多く含まれている。

処女／貞操論争の中でもっとも最初に、「貞操の男女不平等」に言及したのは伊藤野枝である。彼女はいう（以下、処女／貞操論争に関する文献引用は、注1のアルファベット文献表記に依拠する）。

「最も不都合な事は男子の貞操をとがめずに婦人のみをとがめる事である。これは最も婦人の人格を無視した道徳であると思ふ。男子の再婚或は三婚四婚は何の問題にもならぬが婦人の相当の人達は再婚は直ぐと問題になる、これはなんと不公平な事であろう。男子に貞操が無用ならば女子にも同じく無用でなくてはならない。女子に貞操が必要ならば同じく男子にも必要でなくてはならない」(f)

伊藤は「男女平等」に力点を置いている。したがって「男も女も貞操を守るべき」という貞操の平等と、「男が貞操を守らないなら、女も守らなくてよい」という、いわば、不貞操

の平等とは、等価である。純粹に、「不平等」だけを問題にしている。しかしこれは、貞操論争の中では少数意見といってよい。与謝野晶子の、「女は自分のために自分が貞操を持つと同時に、相手の男にも貞操を守らせることは、妻たるものゝ義務」(j)という発言のように、実質的には、貞操の平等が含意されているのが通常である。また伊藤が念頭に置いていたのは、「貞女両夫に見えず」という規範だが、「不平等」は、これに限らない。未婚、既婚を問わず、男性は性的放縱の限りを尽くすのに対して、女性には貞操や純潔が求められる、という事態が批判の対象となるのであり、具体的には、男の買春、畜妾が問題となる。婦人矯風会で廃娼運動を主導する久布白落美は、「女子のみの貞操なるが故に妾を蓄え権妻を置くと云ふことは男子の手柄と云ふやうな飛んでもない考へが起こつて参ります、女子のみの貞操なるが故に、男子としては芸娼妓に戯るゝは当然のことゝなつて参ります」として、当時の社会規範(二重基準)に言及している(n)。また婚前の純潔についても、平塚らいてうは、「万一その処女を失つた娘は、父母の憤怒、悲嘆はもとより、社会の嘲罵を一身に集めなければなりません。(中略)男子が童貞でないといふことは結婚に於て不利な条件とならないのみか、もし結婚時に男子の純潔を問ふものがあれば却つてその世間知らずを笑はれる位それほど一般に純潔でないのが普通とされ、当然とされて居ります」(o)という、社会の「実態」について報告し、それを批判している。

いずれの言説も、まず最初に、現実に存在する社会の「実態の不平等」について言及し、次にあるべき「平等規範」を対置する、という語りの形式を共有している。このことには、注目しておいてよい(後述)。

また「貞操の男女平等」という理念は、女性のみならず男性知識人によっても支持されていたようだ。教育界の大御所、高島平三郎は、男性の専横への反抗心から女性が貞操を重視しないのは「つまらぬ事」であり、「男子をして、貞操を守らしめるやうに努力する方が尊い仕事です」と、女性に語りかける(k)。安部磯雄もまた、「貞操を以て単に良人に対する妻の義務であるかのやう考へて居るのは間違つて居る」と「日本古来の思想」を批判し、「婦人にのみ之を責めて、男子に対しては云はぬとなると、要求が誠に不公平である」と語る(l)。いずれも「片務的貞操」から、「双務的貞操」への変革を促している。少なくとも、「貞操の男女不平等」に居直り、それを堂々と主張するような男性は、処女／貞操論争には登場しない。

3 女の貞操の根拠としての「性交反応説」

女性が貞操を守らなければならない理由については、様々な考えがある。貞操は、「女の全般」「人間の全部」「生命の偽らない唯一の欲求」だと熱く語る者もあれば(安田阜月, b, d)、貞操は道徳のように堅苦しいものではないが、あればあったで「まことに心持ちの宜いもの」と、肩の力を抜いて語る者もいる(与謝野晶子, j)。貞操は、「真正なる愛の発現である場合にのみ意義と価値とを有する」(松本吾郎, m)とか、「恋愛の経験に於て、恋人に対する靈的憧憬(愛情)の中から官能的要求を生じ、自己の人格内に両者の一致結合を真に感じ」る時までには処女を「大切に保たねばならぬ」(平塚らいてう, o)というように、靈肉一致、恋愛至上主義の観点から貞操を重視する者もあれば、「家は即ち国家の基、願く

は各自己が家々に堅実なる貞操観念を養成して以て国家に剛健なる分子を提供したい」というナショナルリズム（家族国家観）の観点から貞操を重視する者もいる（久布白落美，n）。ここで着目したいのはむしろ、生理学的ないし優生学的な観点からの、女の貞操重視論である。

たとえば伊藤野枝は、「最近に私の聞いた処に依ると女が一度男子と接触すれば血球に変化が起つて最早その婦人の純粋のものではなくなつてしまふ」という理屈を、完全に信用しているわけではないにせよ、ある種の医学的知識として紹介している（f）。松本悟郎も、「婦人が一度び或る男子に関係すると（子を産めば勿論の事）その体質が一変して了ふ。そして更に他の男子に関係して子を産めば、其子は母が前に関係した男の影響を受けて、父の血液を純潔に伝へないといふ説」を、科学的な説として紹介している（m）。実のところ、このような学説は、明治期末から大正期にかけて本格的に成立した「通俗性学説」において、「不純血説」、「性交反応説」などの名で知られるものである。川村邦光は、この“不純血”説が「いつ頃現れたのかは分からない」が、澤田順次郎の『性欲に関して青年男女に答ふる書』（1920）などを通して広められ、『娘と妻と母の衛生読本』（1937）などにも“不純血”説がみえるところから、「不純血”説はこの後も否定されて消えることなく、ますます大衆的に強化されていった」と述べる（川村 [1996a: 142]）。この言明は、「当時としては、女性に対してのみ、身体的な“純潔”“処女”が要求されたのである」という歴史的解釈とリンクしているようだ（川村 [ibid: 137]）。つまり「性交反応説」は、女性に対してのみ処女性や純潔を強要する社会の「二重基準」に追随し、それを強化する言説と考えられている。

さて、私たちが処女／貞操論争の言説から引き受けるべき問いを、再び定式化しておこう。第一に、「貞操の男女平等」を唱える言説は、女性に対してのみ貞操が強要される二重基準を、現在の社会に存在する「旧来の」習俗と捉え、「貞操の男女平等」という「新しい」道徳を提唱する、その言説の語り口（レトリック）を共有しているということだ。実は私は、現在の社会史家や女性史家の間に共有される、「十九二〇年代前後の日本社会では貞操の二重基準が存在していた」という時代診断は、これら「貞操の男女平等」論者の言説を追認し、反復しているに過ぎないのではないか、という疑いをもっている。

第二に、二重規範に加担しているはずの「男性」知識人においても「貞操の男女平等」は、あるべき理想として支持されている。この論争に参加した知識人は、当時の男性層全体からみれば「例外」にすぎない、という見方もあろう。また、女性誌紙を中心に展開されたこの論争に、男性一般の常識的な見解（二重基準）は登場しにくい、と考えることもできるだろう。しかし、ここで大杉栄や高島平三郎や安部磯雄ら男性知識人たちがみせる、「貞操の男女平等は当然の要求、知識人の常識だ」といわんばかりのそぶりは、いったいどういうことなのだろう。言論界全体の「世論」とでもいうべきものの動向を押さえておく必要があるのではないか。

第三に、現在では完全に謬見とされている「性交反応説」の位置づけだが、これは本当に、当時あった「二重基準」の規範に追随し、またそれを強化するような言説と解釈してよいのだろうか。その出現と消滅について、なにがしかの見通しをつけておく必要がある。

4 雑誌『性』誌上の「男の貞操調査」(1919)

ここで、一つの資料を提出したい。大正期から昭和前期にかけての性欲学を主導した人物に澤田順次郎がいる。澤田が編集／主幹した雑誌に『性』(天下堂書房、1919年～)の、第一巻三～五号にかけて(1919年3月～5月)、「性の三問題＝貞操、労働及び出産＝それを如何に解決する?」と題する、アンケート調査が企画・実行されている。まず第三号に、「本学会(引用者注：澤田が主宰したと思われる日本性学会)は時局を鑑みる所あり、男女の貞操、労働及び出産(奨励すべきか制限すべきか)の三問題に関して、在朝在野諸名士の御高見を伺ふことになりました。其の問題は次ぎの三問で、解答は四月の臨時増刊に出ることになっております」との予告記事があり(106頁)、四号、五号でその回答結果が掲載され、さらに「性の三問題に対する記者の卑見」と題する澤田自身の解説が付記されている。「性の三問題」のうちの一つとして「男の貞操」がクローズアップされ、次の質問が用意されている。

「第一問 婦人は貞操を生命とする如く、男子も貞操を厳守せざるべからざるか。或は男子に限り買淫の如き無節操を許す理由あるか」

「性の三問題に対する記者の卑見」によると、澤田は「在朝在野諸名士」約300名に対して、書簡でアンケート調査への協力を申し出た。いわゆる郵送法による自由回答である。澤田は回答者を74名としているが、私が再度集計し直したところ、75名であった(回収率25.0%)。回答を寄せた75名については表1に、その肩書きと文面を付す。

表1 「男の貞操調査」自由回答

	肩 書	氏 名	分類	回 答 (中心部分)
1	元捜索係長	山本清吉	A	男女共節操を厳守して人格を作り、向上進歩を計るは人の性情に基きたる根本義也
2	第一高等女学校長	市川源三	A	男子も貞操を厳守せざるべからず、無節操を許す特別の理由なし
3	医学士	高峰博	A	貞操の厳守が男女上の区別あるべからざる事は勿論明瞭なる事と存じ候
4	順天堂医院泌尿器科長	坂口勇	B	男子も女子の如く貞操を厳守するを理想とす、無節操を許す理由なし
5	三輪田高等女学校長	三輪田元道	A	男女とも同等に貞操を守るべきこと
6	早大教授	安部磯雄	A	貞操を守るべきは男女同様と考へます
7	千代田高等女学校長	泉道雄	A	男女も貞操を守らしめざるべからず
8	理学士	石井重美	A	男子も節操を守るべきものと思ひます
9	高等師範学校教授	山内繁雄	A	男子も亦貞操を厳守すべきものと被存候
10	(文学者)	巖谷小波	D	絶対の問題にあらざるべし
11	水戸婦人病院長	秋元洗二	D	(長文すぎるので省略)
12	東京高等師範学校教授	乙竹岩造	A	男子も婦人と同様に貞操を厳守せざるべからざるものと信じ候
13	名古屋日報記者	青柳有美	B	男子も貞操を守るを以て理想とするがよし
14	京都第一高等女学校長	大石和太郎	A	男子も貞操を厳守せざるべからず
15	医科大学教授医学博士	片山国嘉	A	貞操問題は男女間相互の徳義問題にして弄妓問題も亦此中にあり

16		高島米峰	A	貞潔は男女共通の道徳にして貞女あるが如く、貞男なかるべからず、吾人は皆貞男貞女ならざるべからず
17	(左翼運動家)	堺利彦	D	男子が社会を統治する世の中に、斯様な問題を提出するは野暮なり
18	東洋高等女学校教頭	和田鼎	A	人としての男女相互に貞操の差別あるべき理なし、然もかゝる事実の存するは文化の尚低級にあるの兆也
19	警察新聞編集長	森本欲一	A	貞操は男女共通の生命なり、男子が畜妾弄妓の無節操は墮落なり、婦人は自尊自重して、男子墮落の外に、超然として卓立するを要す、而して総ての婦人に、此自尊自重心あらば男子墮落の原因絶滅すべし
20	慶応大学教授	田中一貞	A	断じて許すべからず、男子も貞操を厳守するを要す
21	早稲田大学教授	永井柳太郎	A	男子の不貞操のみを許すべき理由を知らず
22	(優生学者)	高橋五郎	A	弄妓の如きは勿論悪い事であるが、男子をして其「貞操」を保たしむる道は結局婦人の教育と向上に起らねばならぬ。ワルレス博士は雌雄淘汰社会改造策として之を主張したり
23	東京朝日新聞記者	杉村廣太郎	D	今の社会には男子と女子と同一に論ずべからざる事情あり、但し之が一定不変のものとは思はれず
24		藤原喜代蔵	A	貞操遵守の必要は男女に依りて区別あるべき道なし。女子の貞操を重んずると同時に男子も亦厳に之を重ぜざる可らず。(略)
25		松崎天民	B	(略)然し、理想としては、男女の無貞操は、男女とも同様の制裁を受くべきものであります。
26	第二高等学校教授	鈴木卓苗	C	「売春は差支なきや」と問ふが如く之に対しては、大に差支あるも、かかる習慣の古今東西行はれざるなきを奈何と答ふる外なし
27	時事新報社会部長	千葉亀雄	C	原則としては勿論男子も貞操を厳守すべきモノです。但だ男子の性欲と女子の性欲を、同一量、同一質と見る事は非常な誤謬で、問題は茲から出立すべきものと思ひます
28	弁護士	田坂貞雄	C	単に社会上の利害といふ見地より言はしむれば婦人の貞操と男子の貞操とはは軽重の区別を為し得べし
29	神奈川県立薫育院	澤藤久吉	D	破壊的本能を中和して建設的本能に転換せしむるに於ては異性の交権を必要とす。就中心身を過勞する男子に於て然りとす、而して現下の婦女は中和的交権を全ふる技能と及十分なる時間とを有せざるを以て弄伎黙認は却つて婦人对夫道にて而も自己保存たるべし
30	京都医科大学教授	藤浪鑑	A	男子に限り無節操を許す理由豪もなし
31	医学士	佐久間兼信	B	理想として男子も貞操を厳守せざるべからず
32	(評論家)	一条忠衛	A	貞操は男女同律のもので、女大学のやうに片手落の貞操を説いたのは、性の研究の無かつた時代の思想です、弄伎は絶対に許されません。姦通罪は平等でなければなりません
33	医文学博士	富士川游	A	男子と女子と貞操の上に差別あることは認められずと相考へ申候
34	大橋図書館水哉	坪谷善四郎	B	貞操所持の男女間に別なき当然なり。然れども東洋の倫理に家の後嗣を絶たざる為に公然一夫多妻を認容したる伝説上の習俗あり故に貞操所持を求むること男子よりも女子に数あるも止むを得ずと思ふ
35	貴族院議員／法学博士	山脇玄	C	女子修身教科書に貞操は男女によつて軽重なし、されど吾国は家族制度を基礎として血統を主すべき故、妻の貞操は国家に対して一層主要なりとある、して見れば家族制度の頽廃を俟たねば其間の軽重仕方なし
36	国民新聞社会部長	渡邊利喜松	D	自由恋愛を主張します。従つて貞操とか無節操とかは問題ではありません
37	文学博士	井上哲次郎	A	男子も貞操を厳守せざるべからず

38	成女学校長	宮田 修	A	男女平等
39	統計学社副社長	横山雅雄	A	男女共に貞操を厳守し又一面に於ては一夫一婦の実行を望む
40	貴族院議員／麻布中学校	江原素六	A	男女共に貞操を厳守せなければならぬ
41	女子大学教授	高野重三	A	男女により貞操を異にす可き理由を認めず
42		本間久雄	A	貞操といふことも定義の如何により厳守すべきものとも然らざるものともなりませう。但し、それについては男女は同じ標準に立つべき
43	前代議士	鈴木梅四郎	A	男女同権なるは問題に無く候
44	(文学者)	岩野泡鳴	D	婦人には生理上からも一夫一婦の要求性がある。たとえば甲乙どちらの種か分からぬものを産んでこれが処分に困るのは、甲や乙よりも、寧ろとすいづれかを正式な亭主にしてある婦人自身であろう。男子にはそんなへまな困却がないだけ、多妻的傾向が自然である。(省略)
45	ドクトル	上田恭輔	B	男子の貞操厳守問題は理想としては、千古既定の問題にして再び之を啾々する必要なし、乍然一国家が公娼を認める間は本件は公に之を論議すべきに非ず
46	平民病院長／医学士	加藤時次郎	NA	現代の国家制度は現代の資本家制度の存続する限り男子の貞操問題も……徹底的解決は絶対に不可能と信ず
47	医学博士	羽太鋭治	B	理想としては許すべからず
48	救世軍中佐	山室軍兵	A	婦人に要求しながら男子が不品行するなどいふは許すべからざることである、断じて此の種の不道德の風を廓清せねばならぬ
49	医学博士	石原 修	A	貞操を女性に要求する同一程度に於て男性も亦貞操を厳守すべきは当然なり (省略)
50	弁護士	阿保浅次郎	A	純理としては男児も貞操を守らなければならぬ。(省略)
51	弁護士	河合廉一	C	男子も貞操を厳守せざるべからず、弄妓の如き無節操を許すの理由なし、但し男子独身の間は例外あるのみ
52	延岡高等女学校	廣瀬太平	A	男子も貞操を厳守せざるべからず、その之を厳守せしむるには道德の力を以て制裁する外、有妻男子の無節操者に対しては法律を以て制裁する必要ありと信ず
53		荒木月畝	C	男子も大に貞操を厳守され度し、但し妻古に子女なき場合は一人の妾を置くは差支なかるべし
54	男爵(医学者)	石黒忠直	A	男女間に互に貞操を守るは常理也、男子に限り弄妓の如き行為あるを許すべからず
55	株式会社南北社専務取締役	高橋都素武	A	男女は同権なり、故に貞操は男女双方に於て守らざる可からず(省略)
56	国家医学会雑誌編集主任	荘司秋次郎	A	男子に限り無節操の許さざるべき多少の理由あらん
57	(評論家)	志賀重昂	NA	(無回答)
58	前代議士	根本 正	A	男女同権を原則とし男子も亦婦人同様、貞操を守るべし (省略)
59	女子大学教授	高島平三郎	A	節操の守るべきは男女に由りて区別あるべからず。男子なりとて処女を弄ぶことを許す理由なし。かゝることは当然のことなり
60	日本中学校教諭	寺崎留吉	D	生殖物(卵, 精子)産出の数に烈しき差ある以上、社会の秩序を乱さざる限り許すも可なりと思ふ
61	東京女子商業学校長	甫守 謹吾	A	貞操は婦人も男子と同様の議と被存候、婦人に重く男子に軽き理由は毛頭無之と被存候
62	京華中学校及女学校長	磯江 洵	A	男子もまた貞操を重んずべきは勿論也
63	医学博士	高田井安	A	男子も貞操を厳守すべきは勿論なり
64		清水誠吾	B	男子も貞操を守るべきを将来の理想とす
65	奈良医師範学校長	川島庄一郎	A	固より無し、但婦人がそれを彼此甲すは醜く且つ婦人が類似の事をな

				すに比して理由ある事と存じ候
66	前代議士	頼母木桂吾	A	婦人に貞操を強要する以上、男子が貞操を厳守すべきは勿論なり
67	文学士	渡邊吉治	A	婦人と男子の心理、生理、地位等の相違が如何に心理学、社会学、生理学等の経験科学に依つて支配されやうとも、貞操が道徳的意味を有する限り、規範科学たる倫理学上からは、婦人の場合と同じく男子にも許すことは出来ぬとおもふ。(省略)
68	栃木県師範学校長	安達常正	A	男子も女子と同じく貞操を守るべきは勿論である。弄妓云々は現社会の問題とあることをも悲しむものである。
69	医学士	樫田十次郎	C	道徳上許すと云ふ分けには行きませまい。生理上には許さなければならぬ時期もあやませう、但し公然許すと云ふ分けには行きませまい。
70		松村介石	NA	(無回答)
71	前代議士	井上角次郎	A	小生は年老ひて其の豪も区別すべからざることを経験致し、今更少壯の時を悔ゆる次第に候
72	東洋家政女学校長	岸辺福雄	A	男子も亦貞操を厳守すべし。弄妓の如き無節操を許すべからず。
73		逸名氏	A	男女共同様に貞操の徳を守るべきなり。弄妓の如き無節操は諸種の方法にて大に制裁を加えざるべからず。
74	美容院長	北原十三男	A	婦人に貞操を強ひ、男には、自身も貞操を厳守すべし。(省略)
75	前代議士	島田三郎	A	人類同等観を持する者は、節操の要求同等なるべきは、自明の理に候

調査対象者がどのように選定されたのかは不明である。実際のところ、回答者には雑誌『性』への寄稿者がかなり含まれている。澤田が性欲学者としての活動を通して得た個人的知己、いわゆるツテコネの効く人物に書簡を送った事が推測される。その一方、非回答者に対して、「意見が無ければ仕方がないが、若し有つても慥んな愚問はと、侮蔑して、一笑に附し去つたのならば、大にその不熱心を、鳴さざるを得ない」と憤慨しているところからみて、個人的知己でない人々に対しても書簡を発送していた可能性がある。回答者の内訳は、「医学関係者」17名、「教育関係者」25名、警察職員・代議士・弁護士など「法律・行政関係者」8名、その他22名(肩書なし含む)、回答拒否3名である。

この調査結果が、当時の日本社会における意見分布を正確に反映し、代表していると主張するつもりはない。おそらく、調査対象者の選定にランダム・サンプリングが行われていないし、仮に行われていたとしても、その回収率(25.0%)からして、分布の代表性を主張することは困難であろう。

しかしながら、ランダム・サンプリングの方法や回収率の問題が発明されていない当時において、この資料は、それなりの意義を有していると思われる。実際、これだけ大規模に、知識人層に対する集約的なアンケートが行われることはまれである。統計学的な有意性を主張することは無理だとしても、当時の知識人層における意見の分布、わかりやすく言えば「世論の潮流」とでもいったものを捉えるための、一定の目安にはなるだろう。

さて、これらの72の有効回答を、私自身の判断に基づき、

- 「A. 男性も貞操を守るべきである」
- 「B. 男性も貞操を守るのが、理想である」
- 「C. 条件付きで、男性も貞操を守るべきである」
- 「D. その他」

の4つに分類した。その回答傾向をみてみると、A：49名（68.0%）、B：8名（11.1%）、C：7名（9.7%）、D：8名（11.1%）となる。CとDについては、回答内容に踏み込んだ詳細な分析が必要である。しかし、単なる単純集計の結果とはいえ、Aだけで全体の約7割近く、AとBを合わせると全体の8割近くに達する。これは、ある意味で驚異的な結果である。一九二〇年代前後に「二重基準」が確固として存在したという歴史観とは裏腹に、少なくともこのアンケートに答えた男性知識人の間では、圧倒的多数が「男の貞操」を支持していることがわかる⁽²⁾。

実際、雑誌記事や通俗の性啓蒙書のレベルでも、「男の貞操」を支持する言説は、散見される。「男の貞操」を主張する言説の系譜をたどれば、明治中期『女学雑誌』の敵本善治がそれ以前にまで遡ることができようが、たとえば『新公論』1915年4月は「貞操」特集であり、伊藤証信「一夫一婦主義の理論」、安部能成「貞操について」、清浦明人「大体観のみを」、野依秀一「女の貞操はなんだ」、西川文子「不貞の男に対する制裁」などが「貞操の男女平等」を支持している。管見した限りでは、井上哲次郎「幸福なる結婚上としての男子貞操」（『主婦の友』1918年4月）、田中香涯『科学上より観たる霊と肉』（大阪屋号、1921）、厨川白村『近代の恋愛観』（改造社、1922）、戸塚松子『恋愛教育の基本的研究』（盛林堂、1924）、石原純『恋愛価値論』（改造社、1925）、隠岐時次郎『性学読本』（誠進堂、1926）など多くのテキストで、「貞操の男女平等」、特に「男の貞操」が新しい道徳として主張されている。

こうした傾向は、澤田調査の結果からも確認できる。これをさらに業界別に分けて、詳細にみてみよう。使用するカテゴリーは、前出した「医学関係者」、「教育関係者」、「法律・行政関係者」、「その他」の4つである。回答については、B、C、Dを統合する⁽³⁾。結果は、以下の通りである。

	医学関係者	教育関係者	法律・行政	その他	計
A	11(64.7%)	21(84.0%)	6(75.0%)	11(50.0%)	49
BCD	6(35.3%)	4(16.0%)	2(25.0%)	11(50.0%)	23
計					72

Aの回答、すなわち「貞操の男女平等」を支持する割合がきわだって高いのは、「教育関係者」と「法律・行政関係者」である。特に、教育界の言説の揃い方には、なんらかの意図的な業界内言論・世論統一に近いものがあつたのではないかと邪推させるほどである。今後の調査が必要であらう。Dには文学者、ジャーナリスト、社会評論家が含まれるが、世論がちょうど二分している様を伺わせる。もっとも、これらはあくまで全般的傾向としていえることで、BCD、特にCやDの意見をもつ者については、個別の回答に注目する必要がある。

Cに分類したのは、鈴木卓苗、山脇玄、千葉亀雄、田坂貞雄、河合廉一、荒木月畝、榎田十次郎の7名。Dに分類したのは、巖谷小波、秋元洗二、堺利彦、杉村廣太郎、澤藤久吉、渡邊利喜松、岩野泡鳴、寺崎留吉の8名である。この中で好対照な位置を占めるのは、「自由恋愛を主張します。従って貞操とか無節操とかは問題ではありません」（渡邊利喜松）という、貞操と恋愛の連関を切断する言説と、「吾国は家族制度を基礎としていて血統を主んずべき故、妻の貞操は国家に対して一層主要なりとある。して見れば家族制度の退廃を待た

ねば其間の軽重仕方なし」(山脇玄)や、「妻女に子女なき場合は一人の妾を置くは差支なかるべき」(荒木月畝)のように、家族制度存続の立場から男の不貞操を黙認する言説である。渡邊をもっともリベラルな左派とするなら、山脇と荒木はもっとも保守的な右派、といえようか。

それ以外の論者は、男女の生理的な差異を、公然ないし暗黙のうちに前提としている。樫田十次郎は、男の不貞操は道徳的には許せないが、「生理上は許さなければならぬ時期もありませう」と述べ、河合廉一は「男子独身の間は例外あるのみ」とする。この背景にあるのは、第一に、男の性欲は女の性欲と異なり、衝動的、能動的、破壊的であるという「性欲の意味論」であり、第二に、性欲を抑制することは却って有害であるという「制欲有害説」である。澤藤久吉は、「破壊の本能を中和する」には「異性の交権」が必要だが、現在の婦女には十分な技能と時間がないから、「弄妓黙認は却つて婦人对夫道にて而も自己保存」である、という。岩野泡鳴は、「婦人には生理上からも一夫一婦の要求性がある」が、「男子にはそんなへまな困却がないだけ、多妻的傾向が自然」とする。

男女の生理的な差異の認識は、男性の不貞操を正当化すると同時に、女性には貞操を要求する。そのもっとも顕著な例は、水戸婦人科病院長・秋元洗二の言説である。秋元は、「女は一旦性交を遂ぐれば其身体は男性的成分の進入に依つて一種の化学的変性を来たし随つて其婦人個体の体格上にも将た其性格上にも影響するものである」と、婦人科医の立場からお馴染みの「性交反応説」を根拠にすることで、女性に貞操を要求する。

しかし、ここで注意したいのは、男女の生理的な差異や性交反応説に基づく貞操の二重基準是認の立場は、言論全体の中では、かなり例外的、かつ反動的な位置を占める言説であるということだ。たとえ一部知識人の啓蒙的な言説であるにしても、世論の流れは明らかに「貞操の男女平等」を支持する方向に傾いている。これは、すでに確認したとおりだ。たしかに十九一〇年代から敗戦直後に至るまで、一般大衆向けの通俗性科学では、男の制欲有害説や女の性交反応説が、科学的真理の名の下にひんぱんに語られる⁽⁴⁾。だけれども、それが「貞操の男女平等」という世の潮流に棹さず「反動」的な意味と機能を担っていたことは、ほぼ間違いないのではないか。川村邦光をはじめとする近年の社会史家／女性史家は、性交反応説を、すでに主流化している貞操の二重基準を追認し、補強し、再生産するような言説として暗黙のうちに想定してきた。だが、澤田の「男の貞操調査」に基づく限り、そうした想定には、かなり無理があるといわざるをえない。少なくとも、言説空間総体を見渡した結果としての歴史解釈としては、不当である。

5 法制度上の「貞操の男女平等」論

ここまで私は、一九二〇年代前後には、少なくとも言説を生産する立場にある者の間では、「貞操の男女平等」はかなり広範に支持された規範となっていたのではないかと、いう新たな歴史解釈の可能性を提示してきた。しかし、である。旧刑法353条、「有夫ノ婦姦通シタルモノハ二年以下ノ懲役ニ処ス其相姦シタル者亦同シ、前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縦容シタルトキハ告訴ノ効ナシ」という条項、いわゆる「姦通罪」規定に代表される法体系には、やはり歴然とした男女不平等があったのではないかと、いう反論が予想さ

れる。実際、姦通罪に問われる対象は既婚女性のみであり、既婚男性の「姦通」に対する処罰規定はない。貞操の二重基準が存在したことは明白だ、と解釈する者もいるだろう。

それはその通りだ。この条文は明らかに、男性と女性の間法的に不平等をもちこむ「二重基準」である。実際、一八八九年の婦人矯風会による「一夫一婦」建白以降、男性にも姦通罪を適用せよ、との主張が行われてきた。大正期の貞操論争の中でも、同様の指摘はある（西川文子「不貞の男に対する制裁」『新公論』1915年4月）。しかし、条文そのものの二重基準と同等か、それ以上に、実際にその条文がどのように人々に利用されたのか、という法の運用の問題として考えてみる必要がある。こう考えるとき、法の条文としては二重基準であっても、法の解釈、そして現実に法を運用する場面においては、貞操の男女平等が模索され、実施される方向への変化が生じていたのではないか、という印象をもつ。たとえば井ヶ田良治は、一八八八年の「民法草案」、九十年「民法」、九八年「民法第四編・第五編」などの編纂過程で、「明治初年以來の女権拡張運動は、家父長制家族を支柱とする天皇制国家の政治原理の壁に阻まれはしたが、明治民法の近代市民法原理にもとづく解釈・適用・救済を通じてその要求を実現していく手がかりを得たことになる」と評価する（井ヶ田 [1982: 66]）。そして、一九〇二年、衆議院議員安藤亀太郎による刑法三十一条・三五三条（姦通罪規定）の改正要求、一九〇八年『法律新聞』紙上における「夫の姦通」論争などを通して、姦通罪における男女不平等を見直しする気運があったことを指摘している（井ヶ田 [1982]）。さらに鹿野正直は、「家父長的な『家』理念を実態とそぐわないとする社会的気圧の高まりは、判例というかたちで、実質上、法体制の一部変更を齎すに至っている」という。ここで例証として挙がるのが、一九二七年大審院における男子貞操義務の判例である（鹿野 [1983: 161]）。

実際、一九三〇年代には、貞操裁判をめぐる判例を掲載した「ハウ・ツー本」が数多く出版されている。実田実男『貞操を蹂躪したらされたらどうなるか?』（二松堂、1930）、大澤一六『貞操の解剖』（大京社、1931）、山口與三郎『貞操問題と裁判』（明治大学出版部、1936）などである。特に大澤『貞操の解剖』、実田『貞操を蹂躪したらされたらどうなるか?』では、一九二七年の大審院判決が紹介され、姦通罪の規定とは関わりなく、法的な判例の問題として「男の貞操」もまた遵守されるべき義務であることが指摘されている。「貞操の男女平等」の重視は、損害賠償、慰謝料請求といった日常的／実用的な場面における知識として、人口に膾炙していることが伺える。

6 「規範的言説」を分析対象とすることの積極的可能性

ただ前節までの資料提示／解釈によって、「貞操の二重基準テーゼ」を本質的、決定的に反駁する議論がなされたとは、私自身考えていない。こういう細かい資料レベルでの反証はもちろん必要だが、より重要なのは、貞操の男女平等が支配的な規範になっていく様相を眼の当たりにしながら、それでも鹿野正直をして、「それでも貞操を女性のみにかかわる徳目とする通念は、枠組みとしてはほぼ持続したとあってよい」（鹿野 [1983: 162]）と語らしめる、その要因を捉え直すことではないだろうか。

じっさい鹿野はこの文に続けて、吉屋信子の小説『良人の貞操』（1937）が、「彼女が同性

にかちえていた圧倒的な人気の秘密をかいまみせ」ていることを、先の言明の根拠としている。あたかも当時の女性が、貞操の二重基準に苦しみ、それを不当と感じているがゆえに、『良人の貞操』を支持した、といわんばかりの書きっぷりである。しかし、処女／貞操論争を想起してほしい。「貞操の男女平等」を唱道する人たちに共有されていたのは、「これまで、女性にのみ貞操が強要されてきたが、それは旧来の封建道徳であり、貞操の男女平等という新しい規範を確立しなければならない」という常套的な語り口（レトリック）であった。ここには、現存社会の「実態」に対する判断があり、それに対する批判として、新道徳の提唱がある。「貞操の二重基準テーゼ」を支持する歴史家／社会学者は、一九二〇年代前後に言説を生産した二重基準否定論者たちによってなされた、この当時の「実態」に対する判断を、まるごと追認したにすぎないではなからうか。だとすればそれは、研究対象であるところの二重基準否定論のレトリックを反復するだけの、無批判な思考とはいえないだろうか。一次理論と二次理論の切断が、行われていない。この、ほとんどイデオロギー的といってよい無批判な追認の下では、貞操の二重基準に当てはまらないような言説やデータは例外扱いされ、切り捨てられ、二重基準を「実証」してくれるようなデータだけが証拠採用されるようになる。いったんこのサイクルが確立されると、この構造が雪だるま的に拡大再生産されるという構図があるのではないか。

もちろん、「言説」と「実態」、「規範」と「事実」の関係をどう設定するかは、歴史学にとっても社会学にとっても重要な課題だ。「言説」や「規範」のみを分析の対象とする研究者に対しては、「それは必ずしも、社会の実態と合っていない」といった類の批判が集中する。私もたびたび、そうした批判を受けてきたし、そうした批判が一定の意味もっていることを認める。しかし、「実態」がどのようなものであったか確認することは、実はそれほど容易な作業ではない。私自身、一九二〇年代前後の日本社会における、貞操の「実態」や「事実」がどのようなものであったか、正直いってわからない。むしろ「事実」の問題として考えるなら、この当時、「貞操の男女平等」を蹂躪するような事実——男の蓄妾や買春——が、どれほど一般化された「習俗」といえるか疑わしい、とさえ思っている。本来、一部の男性層にしか経済的・物理的に可能でなかった蓄妾や買春という、極端な事例が過剰に大きく問題にされ、あたかもそれが社会全般に横行する「事実」であるかのように錯視されている可能性すら、あると思う。

しかし、私が主張したいのは、そのことではない。むしろ社会学や歴史学の、社会認識一般に当てはまる、方法論的問題として考察する必要があると思われる。第一に、より原理論的なレベルでは、クリプキの「構成論的懐疑」——「ルールに従うことはいかなる事実に対応しているのか」という疑問——が提起したような、「規則に従うこと」のパラドックス問題がある。こうした理論社会学的課題と、歴史社会学的的方法論は、これまでのところまったく関連をもたないかのように想定されてきた。しかし、それを放置したままにしておいてよい、というわけではない。この小稿でそれらの課題をすべてクリアすることが可能なはずもないが、少なくとも、規則随順性のパラドックス問題が理論社会学者にもたらしたもっともエレガントな洞察に学ぶ必要はあるだろう。その洞察は、次の言明に集約的に表現される。

「時速六十キロ以下で走行しなければならない」というルールに従っているということは、

単に時速六十キロ以下で走行しているということではない。(盛山 [1996: 157])

つまり、すべての車が時速六十キロ以下で走行しているという「事実」は、「時速六十キロで走行しなければならない」という「規範」が存在することを意味していない、というのである。なぜなら、規範は「事実」のオーダーとは異なる「理念的な実在」であるからだ。これを歴史社会学の社会認識の観点に引きつけていうなら、私たち社会学者が、ルールや規範(=「時速六十キロ以下で走行しなければならない」)を、行為という外的に観察可能な事実の束(=「時速六十キロ以下で走行している」)に還元して記述することができるかどうか、という(方法論的)問題として継受することができるだろう。たとえば、ほとんどの人々が不倫を経験しているという「事実」は、当の社会に「不倫すべし」という「規範」が存在することを意味しない。つまり、人々の「振る舞い」や「事実」の外的な観察からは、一義的な規範の存在を導出することはできない。

第二に、「貞操の男女平等」を語る言説は、「事実」について言及することが「規範」を積極的に唱道するための戦略の一部となっている。つまり、「貞操の男女平等」を「規範」として訴えるために、貞操の二重基準という「事実」に言及することがあらかじめ組み込まれているような言説である。私たちが歴史学的認識のデータにしているのは、そういう戦略を内に秘めた語りのレトリックなのである。

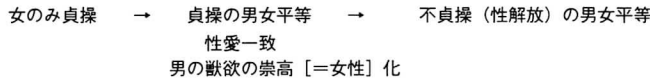
「どの資料が、実態や事実により近いか」を探るのが史料批判の方法的態度であることをさしあたり認めるとしても、私たちが研究の対象としている資料(雑誌や啓蒙書の言説)は、そうした方法論を一貫させるには、あまりに複雑な構成をとるテキストといえよう。「規範」と「事実」、「言説」と「実態」を方法論的・認識論的に不徹底なまま二分化し、しかも規範的な言説の持つ特性に無自覚なまま、あくまで従来の史料批判の方法的態度に拘るならば、私たちの行きつく先は、データが「貞操の男女平等」規範が支配的な位置を占めつつあることを示しているのに、それを歴史認識として認められず、「実態は違っていた」と、貞操の二重基準仮説の保持に汲々としてしまう陥穽ではないのだろうか。こうした事態を認めるならば、規範的「言説」から「実態」を推定するという方法態度を捨てて、あくまでそれが規範を構成する語りであることに自覚的な「言説分析」に留まりつつ、安易に「実態」に言及しないほうが方法論的に潔いのではないか、とさえ、私には思われる⁽⁵⁾。

7 貞操をめぐる言説の歴史社会学に向けて

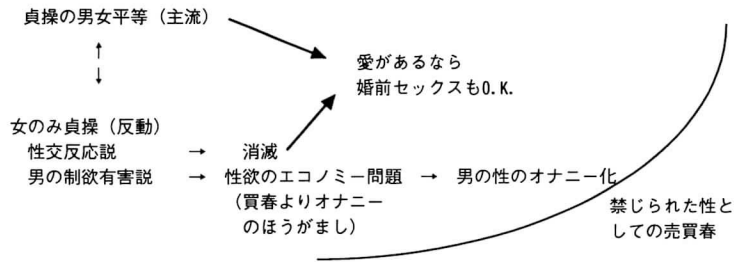
さて、私たちはここまで、「貞操を男女平等」をめぐる言説を歴史社会学の方法論的問題という観点から考察する必要があることを論じてきた。では、貞操をめぐる言説はその後、いったいどのような変化を遂げたのだろうか。実証的データに基づきながら、十分に展開する紙幅はない。けれども、これまで私が行ってきたオナニーや売買春をめぐる言説変容の歴史研究とすりよせながら、大まかなラフスケッチを試みることで、本稿を終える。

私たちがなんとなく通念としているのは、「女のみ貞操」の時代から、「貞操の男女平等」を経て、「不貞操(性解放)の男女平等」の時代へつながる、という歴史の流れである(たとえば、瀬地山 [1996] を参照、図A)。もちろんこれは、大まかな流れとしては間違っ

A. 貞操の通念的変遷図式



B. 貞操言説の変遷



いない。だが、「貞操の男女平等」から「不貞操の男女平等」への変化が、なぜ、どのように生じたかを、十分に説明しきれないうらみがある。これに対して、私が対置したいのは、以下のような歴史の流れである。

①一九二〇年代には、すでに「貞操の男女平等」が支配的な規範となっており、それに対抗する反動的な言説として、「性交反応説」や「男の制欲有害説」のような、「女のみ貞操」を支える医学的言説が存在した。

②「男の制欲有害説」のもとでは、オナニーの有害性と買春（に伴う性病）の有害性のどちらがより有害か、という「性欲のエコノミー問題」が発生する。両者の比較考量に基づいて、「買春の害より、オナニーの害の方がまだまし」という形での、オナニーの規制緩和が進行する（赤川 [1995b] など参照）。それは現代までつながる、「男の性のオナニー化」の端緒を開くことになった、といってもよいだろう。

③「貞操の男女平等」を訴える言説は、婚姻外の性行為に対する規制を強化する代補として、「性愛一致」という名の「夫婦間性行動のエロス化」を推奨することになる（赤川 [1995a] を参照）。しかしやがて、「貞操」は結婚という制度的形式をはなれて、恋愛関係にある一組の男女が、その親密な関係を維持する限りにおいて、分有すべき倫理となる。

④「性交反応説」は、阿勝信正『性の科学』（星出版社、1947）、鈴木義一『結婚宝典：処女から人妻へ』（松和書房、1948）、式場隆三郎『すべての青年が知っておかねばならないこと』（新星社、1948）など、敗戦直後の通俗性医学書にも見受けられる。しかし鈴木は、「実際問題として、一度や二度のことで、こんなに急に血液に変化が起るとは考へられないので、にはかにこの説も首肯できない」（前掲書、51頁）、また式場は、「だが、それ（引用者注：精液素）がどういふ作用を女性の肉体に及ぼすか、どれくらいの影響力をもつものかは、現代の生理学ではまだ明らかにされていない」（116頁）と、両者ともに、処女性を鑑別する実用的な方法としての「性交反応説」には、否定的な見解を示す。そして、この後、「性交反応説」に対する言及は、他の性科学のテキストにおいてもほとんどみられなくなってしまう。

なぜ、突然、「性交反応説」に対する言及がなくなってしまったのか。確定的なことを述

べることはできない。ただ戦後のヴァン・デ・ヴェルデ『完全なる結婚』（愛苑書房版）が出版されたのが1947年、キンゼイらによる『人間に於ける男性の性行為（上・下）』が翻訳出版されたのが1950年（女性編は1955年）のことである。ヴェン・デ・ヴェルデの著作にもキンゼイの著作にも、「性交反応説」に対する言及は、まったくない。日本の性科学者たちが次第にヴァン・デ・ベルデやキンゼイの影響下に置かれるようになることで、「性交反応説」もまた語られなくなっていった、と言うことができようか。

以上をまとめると、貞操規範の変遷は、図Bのようにまとめることができる。こうした規範的言説の変遷を、一次史料に基づきつつ記述することを、次なる課題としたい。

注

- (1) 処女／貞操論争の経緯は、以下の通り。資料作成は、折井編 [1991] による。
- a. 生田 花世 「食べることと貞操と」『反響』1914年9月号。
 - b. 安田 皐月 「生きることと貞操と——反響九月号『食べることと貞操と』を読んで」『青鞥』4巻11号, 1914年12月号。
 - c. 生田 花世 「周囲を愛することと童貞の価値と——青鞥十二月号安田皐月様の非難について」『反響』1915年1月号。
 - d. 原田（安田）皐月 「お目に懸つた生田花世さんに就いて」『青鞥』5巻2号, 1915年2月号。
 - e. 生田 花世 「再び童貞の価値について——安田皐月様へ」『反響』1915年2月号。
 - f. 伊藤 野枝 「貞操に就いての雑感」『青鞥』5巻2号, 1915年2月号。
 - g. 平塚らいてう 「処女の真価」『新公論』1915年3月号。
 - h. 大杉 栄 「処女と貞操と羞恥と——野枝さんに与へて傍らバ華山を罵る」『新公論』1915年4月号。
 - i. 原田 皐月 「貞操の意義と生存の価値に就いて」『新公論』1915年4月号。
 - j. 与謝野晶子 「貞操に就いて」『婦女新聞』783号, 1915年5月21日。
 - k. 高島平三郎 「貞操に就いて」『婦女新聞』784, 786号, 1915年5月28日, 6月11日。
 - l. 安部 磯雄 「私の貞操観」『婦女新聞』787号, 1915年6月18日。
 - m. 松本 悟郎 「貞操は道德にあらず」『第三帝国』44, 45, 46号, 1915年6月25日, 7月5日, 15日。
 - n. 久布白落美 「貞操の観念と国家の将来」『婦人新報』1915年10月号。
 - o. 平塚らいてう 「差別的性道德について」『婦人公論』1巻10号, 1916年10月。

(2) 本稿脱稿直後、甲南女子大学の牟田和恵氏より、「貞操の二重基準を容認する観念はあまりに自明視されているために、かえって言説としては語られない。そのため、回答結果に偏りがでたと考えられるのではないか」というご意見を頂いた（具体的な発言内容については、主旨が理解できるように、私の責任でまとめさせていただいた）。私は二重の意味で、この解釈はとらないし、とるべきではないと考える。

第一に、牟田氏自身指摘するように、こうしたロジックは「水かけ」論になる。意識調査で、特定の意見が表明されないのは、その意見が支持されていないからなのか、それとも、あまりに自明視されているからなのか。これは端的に言って、データからは実証も反証も不可能な問いである。データに対する解釈は、原理的に言えば、いかようにも可能なわけだから、一定の科学性を確保す

るためには、「水かけ論」に陥るような解釈や、反証不可能な命題を封じる必要がある、と考える。

第二に、澤田調査の場合、「二重基準はあまりに自明だから語られない」という解釈は、そぐわない。なぜならこの質問文には、「婦人は貞操を生命とする如く…」とか、「買淫の如き無節操」という、特定の価値感を前提としたステレオタイプ的な表現がみられるからだ。あらかじめ買淫は低く、貞操は高く価値づけられている。二重基準を容認する言説は、質問文が前提とする価値観にあえて反対する意味をもっており、二重基準肯定が「あまりに自明」とはいえないだろう。むしろその逆に、ステレオタイプ的な表現がとられることで誘導的な効果が生じ、「男の貞操」を支持する回答率が実際以上に上がる可能性にこそ、留意しなければならない。

(3) Bをカテゴリーとしてどう処理するかは、微妙な問題をはらむ。なぜならBは、「貞操の男女平等」規範に組み立てように見えるが、「理想である」という条件を置くことで、現存する(と想定される)不平等を容認している、とも解釈できるからだ。ただ、私たちの目的は、「貞操の男女平等」という規範がどの程度支持されているかを測定することであり、BをAに統合しないほうがより純粋な結果を導けると想定されるので、B、C、Dを統合して一カテゴリーとした。むしろ、AとBを統合すれば、「貞操の男女平等」を支持する割合はもっと増加し、私たちの行論にとってはますます有利な結果となる。ちなみに、AとB、CとDを統合した場合の結果について、付記しておく。

	医学関係者	教育関係者	法律・行政	その他	計
AB	15(88.2%)	22(88.0%)	6(75.0%)	14(63.6%)	49
CD	2(11.8%)	3(12.0%)	2(25.0%)	8(36.4%)	23
計					72

(4) 「性交反応説」にはいくつかのバージョンがあるが、通常は、オーストリアの研究者ワルドスタインとエクレルの、「性交後、男性精子が女性の腔内で吸収されて、女性の体内に特殊の酵素が発生する」という説が引用されるのが、通例である。1920年以降、「性交反応説」について言及のある一般大衆向けの通俗性医学のテキストを、管見した限りで挙げておく。

- 羽太 鋭治 1920 『性典』吟葉会出版部。
 羽太 鋭治 1921 『性欲に対する女子煩悶の解決』隆文書院。
 羽太 鋭治 1921 『女性の赤裸々』巳羊社。
 田中 香涯 1921 『科学上より観たる霊と肉』大阪屋号。
 澤田順次郎 1923 『図解／処女及妻の性的生活』正文社。
 原田 達郎 1926 『恋愛と性欲：処女の秘密話』大文館書店。
 羽太 鋭治 1927 『性鑑』昭明社出版部。
 羽太 鋭治 1928 『現代女性の性欲生活』南海書院。
 羽太 鋭治 1928 『性愛研究と初夜の知識』南海書院。
 島田 廣 1928 『婦人の医学：女性典』誠文堂。
 澤田順次郎 1928 『神秘の扉：性の真相』玉文社。
 澤田順次郎 1929 『性交論及性欲の新研究』水谷文山堂。
 正木不如丘 1929 『処女性の本態』至玄社。
 羽太 鋭治 1931 『性の智識』一書堂書店。
 赤津 誠内 1935 『性鑑』同文館。
 1937 『娘と妻と母の衛生読本』主婦の友8月号特別付録。
 阿勝 信正 1947 『性の科学』星出版社。

- 鈴木 義一 1947 『結婚宝典：処女から人妻へ』松和書房。
式場隆三郎 1948 『すべての青年が知っておかねばならないこと』新星社。

「性交反応説」が、女性の身体的処女性を鑑定／判定するのに実用的な方法であるかどうかについては、意見が分かれている。女性の処女性を判定するために使われていた、もうひとつの主要な方法は、「処女膜」が破れているかどうかである。この「処女膜問題」が、近代において、女性に処女性を強要する装置であったとする見解もまた根強い。しかし、これは仔細に一次史料にあたってみれば、完全な謬見である。ここで詳述することは避けるが、まず第一に、処女膜の存在（及び、それが破れると出血し、処女でなくなるという知識）の発見は明治期以降になされたものではなく、少なくとも『解体新書』にまで遡ることができる。第二に、「処女膜の破れの有無によって処女性が判定できる」と断言しているのは、明治期以降の性科学テキストではむしろ少なく、その逆に、「スポーツその他の動作によって、性交を経験しなくとも処女膜は破れることがありうる。処女膜の有無、処女であるかないかの判定にとって絶対的なものではない」ということを主張したところにこそ、近代性科学の特徴がある。それはむしろ「処女は最初の性交時に、処女膜が破れて出血する」という俗見（民衆的な知識）に対して、「処女膜は処女性の鑑定には使えない」という啓蒙的な言説を対置させる意味をもっていた。女性に処女性を強要する装置という観点から「処女膜問題」をまともに取り上げる必要性は、ほとんどないと考える。なお、この点については、井上章一氏から示唆を得た。

(5) 「規範」と「事実」、「言説」と「実態」の方法論的關係について論じたものとして、赤川 [1996]。

参 考 文 献

- 赤川 学 1995a 「夫婦間性行動のエロス化と規格化」『年報社会学論集』8号、関東社会学会機関誌編集委員会。
——— 1995b 「オナニーの社会史：1870年代から1970年代におけるオナニー言説の変容」『ソシオロゴス』19号、1-19頁、ソシオロゴス編集委員会。
——— 1996 「社会問題としての売買春：社会科学の言語論的転回をふまえて」『人文科学論集<人間情報学科編>』第30号、信州大学人文学部。
井ヶ田良治 1982 「明治民法と女性の権利」『日本女性史：第4巻：近代』東京大学出版会。
諫山陽太郎 1994 『家・愛・姓：近代日本の家族思想』勁草書房。
鹿野 正直 1983 『戦前・家の思想』創文社。
川村 邦光 1994 『オトメの身体：女の近代とセクシュアリティ』紀ノ国屋書店。
——— 1996a 「“処女”の近代」上野ほか編『セクシュアリティの社会学』岩波書店。
——— 1996b 『セクシュアリティの近代』講談社。
牟田 和恵 1996 『戦略としての家族：近代日本の国民国家形成と女性』新曜社。
成田 龍一 1994 「性の跳梁：十九二〇年代のセクシュアリティ」脇田晴子／S・B・ハンレー編『ジェンダーの日本史（上）』東京大学出版会。
小田 亮 1996 『性』三省堂。
折井美耶子編 1991 『資料・性と愛をめぐる論争』ドメス出版。
盛山 和夫 1995 『制度論の構図』創文社。
瀬地山 角 1996 「愛と性の二段階革命：愛と結婚の近代」大庭健他編『講座 性 セクソロジー』第一巻、専修大学出版局。
高島 智世 1995 「貞操をめぐる言説と女性のセクシュアリティ」『名古屋大学社会学論集』名古屋大学文学部社会学研究室。